



10月は「土地月間」です ～土地取引の後には 届け出を～

国や地方公共団体等は毎年10月を「土地月間」と定め、土地に関する知識を深め、土地の有効利用を考えていただく機会となるように、土地に関するさまざまな普及・啓発活動を行っています。

市では特に、国土利用計画法に基づく届出制度の周知に取り組んでいます。一定面積(市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡)以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内に、市に届け出を行う必要があります。

詳しくは、問い合わせください。

問 ㊟都市計画課

たばこの吸い殻や 空き缶等のポイ捨ては やめましょう

市では「ごみのポイ捨て等禁止条例」に基づき、地域の環境美化を推進しています。

街中にポイ捨てされているたばこの吸い殻や空き缶などを見るのは気持ちが良いものではありません。「どうせポイ捨てをする人がいるのだから」と考えるのではなく、「自分は絶対に捨てない」という意識を持って、古河市をよりきれいな街にしましょう。皆様のご協力をお願いします。

問 ㊟環境課

畑からの土砂流出防止 にご協力ください

畑に面した道路で雨・風等が原因となった土砂等の堆積は、歩行者や自転車の通行の妨げとなる可能性があり大変危険です。

また、道路はみんなです。道路に土や泥が散乱していると、環境美化の点でも大変気になるものです。

畑の耕作者は、適切な土砂の流出防止対策を取っていただくようお願いします。やむを得ず道路に流出してしまった場合は、速やかに道路の清掃をお願いします。

問 ㊟農政課



■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子育て支援課・子ども入園課) ※祝日・年末年始を除く。

区分	期日	時間	場所	予約等	問い合わせ・予約
消費生活相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	古河市消費生活センター (古河庁舎2階)	予約不要	古河市消費生活センター ☎92-8811 ☎23-1718
	10月11日(火)	午前10時30分～正午	三和庁舎1階相談室		
	10月25日(火)	午後1時～3時30分	総和第2庁舎3階会議室4		
人権相談	10月12日(水)	午後1時～3時	古河庁舎市民相談室	予約制	㊟人権・男女共同参画室 ☎92-3111
			三和庁舎3階会議室A・B		
心配ごと相談	10月12日(水)	午後1時30分～3時30分	総和福祉センター	予約制 (電話受付可)	古河市社会福祉協議会 ☎48-0808
	26日(水)		「健康の駅」		
	10月5日(水)		三和地域福祉センター		
19日(水)					
出張年金相談	10月19日(水)	午前10時～午後2時30分	古河商工会議所 [鴻巣1189-4]	9月20日(火)～ 予約制	下館年金事務所 ☎0296-25-0829
人権生活相談	生活上のさまざまな人権問題の相談に応じます。 10月8日(土)辻幸夫相談員 10月22日(土)和井田光司相談員 午後1時30分～3時30分		隣保館	予約制 (電話受付可)	隣保館☎48-1989
広域隣保 人権生活相談	月曜日4回 山田幸助相談員 10月3日・17日・24日・31日 午前9時30分～11時30分		古河庁舎市民相談室	予約制 (電話受付可)	隣保館☎48-1989
	第2火曜日 峯和代相談員 10月11日 午前9時30分～11時30分		総和第2庁舎		